

インボイス制度のお知らせ

令和5年10月1日から登録を受けるには、
原則として、**令和5年3月31日までに**
登録申請を行う必要があります！！

令和5年10月1日に始まるインボイス制度は、原則として、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされ、また、インボイスを発行しようとする事業者は税務署長の登録を受ける必要があります。

免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行業者の登録を受けるかをご検討ください。

今後開催予定の説明会の日程(共催・大田原税務署)

内容	月日	時間	開催場所	問合せ先
決算期別 説明会	R4.9.6(火)	13:30~ 14:30	黒磯公民館 いきいきふれあいセンター3階	公益社団法人大田原法人会 (0287-23-4802)
	R4.9.7(水)	13:30~ 14:30	那須町商工会館	
	R4.9.8(木)	13:30~ 14:30	大田原職業訓練センター201	
インボイス 説明会	R4.10.7(金)	14:00~ 15:00	大田原税務署別館2階会議室	大田原税務署法人1部門 (0287-22-8090)
新設法人 説明会	R4.10.19(水)	13:30~ 14:30	トコトコ大田原視聴覚室	公益社団法人大田原法人会 (0287-23-4802)
インボイス 説明会	R4.11.22(火)	15:00~ 16:00	トコトコ大田原視聴覚室	

- ◎ 決算期別説明会及び新設法人説明会でも、インボイス制度の概要について説明します。
- ◎ 事前申込制ですので、出席を希望される方は事前に問合せ先にご連絡ください。
- ◎ 各会場の定員を超えた場合、他の会場をご案内することがございますので、予めご了承ください。
- ◎ **免税事業者や個人事業者の方向けの説明会も別途開催します。**なお、日程等の詳細は、国税庁のインボイス制度特設サイトをご覧ください。大田原税務署(0287-22-3115(代表))にお問い合わせください。

国税庁のインボイス制度特設サイトはこちらです。

